

製造たばこ小売販売業の許可決定予定日及び公表予定日の変更について

令和5年6月8日
北陸財務局

以下のとおり、製造たばこ小売販売業の許可決定予定日及び公表予定日を変更します。

【変更前】

○当面の決定予定日及び公表予定日について

決定予定日	公表予定日
令和5年6月30日(金)	令和5年7月3日(月)
令和5年7月28日(金)	令和5年7月31日(月)
令和5年8月25日(金)	令和5年8月28日(月)
令和5年9月29日(金)	令和5年10月2日(月)



【変更後】

○当面の決定予定日及び公表予定日について

決定予定日	公表予定日
令和5年6月29日(木)	令和5年6月30日(金)
令和5年7月27日(木)	令和5年7月28日(金)
令和5年8月30日(水)	令和5年8月31日(木)
令和5年9月28日(木)	令和5年9月29日(金)

- (注)・たばこ小売販売業の許可申請に係る処理期間は、原則として申請を受理した日の属する月の末日から2月以内となっていますが、申請書類の補正や各種調査の必要がある場合には審査日数を要するため処分決定が遅れる場合があります。
- ・許可を受けた方は、許可決定日の翌日から1月以内にたばこの小売販売を開始する必要があります。
 - ・決定予定日及び公表予定日は変更することがあります。